

令和3年6月
浜田市議会定例会議議案
(議会追加提出分)

令和3年7月5日

令和 3 年 6 月浜田市議会定例会議付議事件（追加）

議 案

- 発議第 6 号 浜田市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 発議第 7 号 浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 発議第 8 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

発議第 6 号

浜田市議会会議規則の一部を改正する規則について

浜田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 3 年 7 月 5 日 提出

議会運営委員会

委員長 笹 田 卓

浜田市議会会議規則の一部を改正する規則

浜田市議会会議規則（平成 17 年浜田市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 85 条第 1 項中「含む」の次に「。以下同じ」を加え、「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「請願を」を「前 2 項の請願を」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発議第 7 号

浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 3 年 7 月 5 日 提出

議会運営委員会

委員長 笹 田 卓

浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

浜田市議会議員政治倫理条例（平成 20 年浜田市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「条例は」の次に「、浜田市議会基本条例（平成 23 年浜田市条例第 34 号）第 20 条の規定に基づき」を加える。

第 3 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

第 5 条第 1 項中「議員」の次に「又は市民（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項又は第 3 項の規定による直近の選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（議員を除く。）をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項中「議員 2 人以上が連署する」を「次の各号に掲げる当該請求をする者（以下「審査請求者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 議員 議員 2 人以上が連署する書面
(2) 市民 市民の総数の 100 分の 1 以上が連署する書面

第 8 条第 1 項中「13 人以内」を「6 人」に改め、同条第 2 項中「議員のうちから」を「識見者又は議員のうちから委嘱し、又は」に改め、同条第 3 項中「議員の任期」を「当該審査に要する間」に改める。

第 13 条第 1 項ただし書中「により審査をしなかったことについて」を削り、同条第 2 項中「審査を請求した議員」を「審査請求者（市民にあっては、その代表者）」に改める。

第 14 条を次のように改める。

（審査会の公開）

第 14 条 審査会の行う会議は、公開とする。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

第 17 条中「(昭和 25 年法律第 100 号)」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に在職する委員の任期は、この条例による改正前の浜田市議会議員政治倫理条例第8条第3項の規定にかかわらず、施行日に満了する。

発議第 8 号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

地方財政の充実・強化を求める意見書を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出する。

令和 3 年 7 月 5 日 提出

提出者	議員	芦	谷	英	夫
賛成者	議員	串	崎	利	行
	議員	澁	谷	幹	雄
	議員	岡	本	正	友
	議員	柳	楽	真	智子

地方財政の充実・強化を求める意見書

新型コロナウイルスの出現により、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実的に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針 2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなか、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置をはかること。
3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかる

こと。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。

4. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること、また地域での人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。

6. 2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。

7. 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

8. 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

9. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

10. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 3 年 7 月 5 日

浜 田 市 議 会